

砂川市最低制限価格事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）により工事の請負又は工事に係る業務委託（以下「工事等」という。）の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行の確保を目的として、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第2項（政令第167条の13により準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により最低制限価格を設けることに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象とする入札)

第2条 この要領の対象とする入札とは、砂川市が入札に付する工事等のうち、次に掲げるものであって、砂川市低入札価格調査要領の適用を受けない工事等とする。

- (1) 予定価格が130万円を超える建設工事
- (2) 予定価格が50万円を超える測量、工事に係る調査及び設計業務委託

(公告等への記載)

第3条 市長は、入札を行うに当たり最低制限価格を設定するときは、当該入札に係る公告、指名通知等に次の事項を記載するものとする。

- (1) 最低制限価格を設定していること。
- (2) 最低制限価格に満たない価格により入札を行った者は、落札者に決定されないこと。

(工事の最低制限価格の算定方法等)

第4条 工事の最低制限価格は、次に定める額の合計額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に、100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格の10分の9を超える場合にあっては、予定価格に10分の9を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、予定価格の10分の7に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費相当額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

(工事に係る業務委託の最低制限価格の算定方法等)

第5条 工事に係る業務委託の最低制限価格は、次に掲げる業務委託の種類に応じ算出して得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格の10分の8を超える場合にあっては、予定価格に10分の8を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、予定価格の10分の6に満たない場合にあっては、予定価格に10分の6を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とす

る。(地質調査にあつては、「10分の8」とあるのは「10分の8.5」と、「10分の6」とあるのは「3分の2」と読み替えるものとする。)

(1) 土木設計にあつては、直接人件費の額、直接経費の額、その他原価の額に10分の9を乗じて得た額及び一般管理費の額に10分の4.8を乗じて得た額の合計額

(2) 土木測量にあつては、直接測量費の額、測量調査費の額及び諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額の合計額

(3) 地質調査にあつては、直接調査費の額、間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額、解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額及び諸経費の額に10分の4.5を乗じて得た額の合計額

(4) 建築設計にあつては、直接人件費の額、特別経費の額、技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額及び諸経費の額に10分の6を乗じて得た額の合計額

(予定価格調書への記載)

第6条 入札執行者は、最低制限価格を設定したときは、当該最低制限価格を予定価格調書(別記第1号様式)に記載するものとする。

(入札の執行)

第7条 入札執行者は、最低制限価格を下回る入札が行われたときは、入札者に対して、政令第167条の10第2項の規定により、当該入札をした者を落札者としないう旨を告げるものとする。

2 前項の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者が存在するときは、入札執行者は、この者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

3 第1項の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者が存在しないときは、入札執行者は、再度入札をすることができるものとする。この場合において、最低制限価格を下回る入札をした者を再度入札に参加させないものとする。

(入札経過の報告)

第8条 最低制限価格を下回る入札が行われたときは、契約締結決定書等に、落札者に決定しない旨を記載するものとする。

(秘密の保持)

第9条 予定価格、最低制限価格、その他予定価格が推定されるものの取扱いに当たっては、他に秘密が漏れることのないよう十分注意しなければならない。

(その他)

第10条 この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。